

藤沢市民会館には 避難できません

令和8年10月1日～

※再開時期は未定

藤沢市民会館は令和8年10月1日から指定避難所・指定緊急避難場所(地震)(火山)(洪水・崖崩れ)(高潮)・津波避難ビルとして避難できなくなります。

他の指定避難所・指定緊急避難場所(地震)(火山)(洪水・崖崩れ)(高潮)・津波避難ビルは、下記の二次元コード、または藤沢市ホームページからご確認ください。

<https://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/kikikanri/bosai/siteihinannjyo.html>

<https://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/documents/21694/20251217131036.pdf>



指定避難所・指定緊急
避難場所一覧はこちら



津波避難ビル一覧は
こちら

※指定緊急避難場所(大規模火災)として、引き続き藤沢市民会館周辺(奥田公園含む)の敷地内へ避難できます。

お問い合わせ先
他の避難所等については
藤沢市役所災害対策課

電話 0466-25-1111 (代表)
FAX 0466-50-8401

避難所運営については
鵠沼市民センター

電話 0466-33-2001 (直通)
FAX 0466-33-2203